

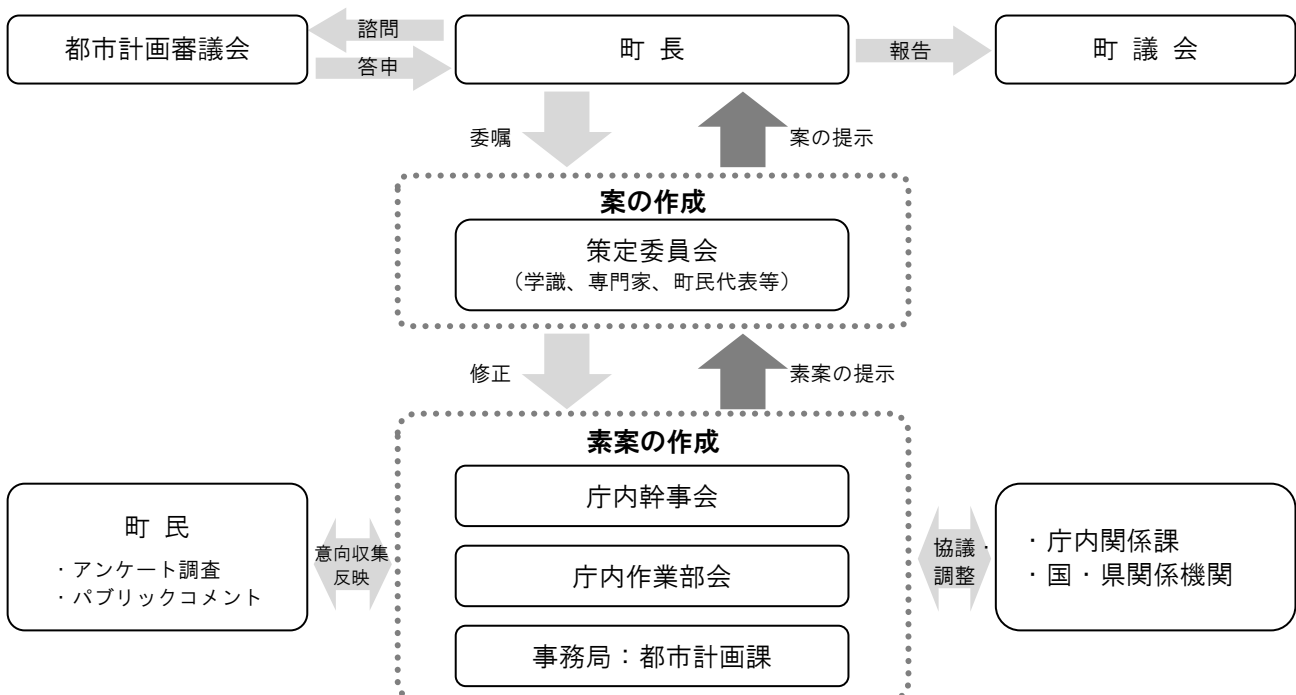
## 參考資料

# 1. 策定経緯及び策定体制

## (1) 策定経緯

開催日		会議等	内容
2019年	11月	町民アンケート①	・清水町のくらしやすさや施策の満足度等について
2020年	2月12日	第1回 庁内作業部会	・計画の制度概要と検討のポイントについて
	2月20日	第1回 庁内幹事会	
	5月18日	第2回 庁内作業部会	・都市計画マスタープラン 全体構想の変更ポイントと立地適正化計画の骨子について
	5月22日	第2回 庁内幹事会	
	6月26日	第1回 策定委員会	・計画の制度概要と検討のポイントについて
	7月	町民アンケート②	・都市機能への移動手段や利用頻度等について
	7月	広報しみず	・広報しみずによるまちづくりへの意見募集
	7月17日	第3回 庁内作業部会	・都市計画マスタープランの分野別方針及び地域別構想の概要と立地適正化計画で定める区域及び誘導施策について
	7月27日	第3回 庁内幹事会	
	8月26日	第2回 策定委員会	
	9月18日	第4回 庁内作業部会	・都市計画マスタープラン（案）と立地適正化計画（案）について
	10月2日	第4回 庁内幹事会	
	10月29日	都市計画審議会	・取組状況報告（計画の制度概要と検討のポイントについて）
11月5日	第3回 策定委員会	・都市計画マスタープラン（案）と立地適正化計画（案）について	
12月	パブリックコメント		
2021年	2月	都市計画審議会	・諮問、審議
2025年	8月	都市計画審議会	・市街化調整区域土地利用方針の概要と検討のポイント、都市計画マスタープランと立地適正化計画の変更ポイントについて
	11月	都市計画審議会	・市街化調整区域土地利用方針策定の進捗状況について
2026年	2月	都市計画審議会	・市街化調整区域土地利用方針の策定について 諮問・審議 ・都市計画マスタープランの改定について 諮問・審議 ・立地適正化計画の改定について 諮問・審議

## (2) 策定体制



(3) 委員名簿 (順不同・敬称略)

①-1 都市計画審議会 (2023年8月22日~2025年8月21日)

所属・役職	氏名	備考
清水町商工会 会長	仲田 敏道	会長
清水町区長会 会長	岩崎 正司	副会長
清水町農業委員会 会長	杉山 義則	
清水町民生委員児童委員協議会 副会長	久保田 千明	
建築士会沼津支部	蒔田 巖	
清水町議会	桐原 直紀	
清水町議会	飯田 安雄	
沼津警察署 交通官	齋藤 幸治	

①-2 都市計画審議会 (2025年8月22日~2027年8月21日)

所属・役職	氏名	備考
日本大学 教授	大沢 昌玄	会長
清水町商工会 会長	仲田 敏道	副会長
清水町区長 副会長	岩崎 博文	
清水町農業委員会 会長	杉山 義則	
	久保田 千明	
静岡県建築士会	蒔田 巖	
静岡県土地家屋調査士会	市川 恵一	
清水町議会	大濱 博史	
清水町議会	松下 尚美	
沼津警察署 地域交通官	常盤 洋史	

## ② 策定委員会

所属・役職	氏名	備考
明星大学理工学部 総合理工学科 教授	西浦 定継	委員長
東京大学大学院工学系 研究科都市工学専攻 准教授	中島 直人	副委員長
清水町区長会 副会長	高野 敏光	
清水町商工会 副会長	秋元 稔	
社会福祉法人 清水町社会福祉協議会 会長	原田 茂徳	
南駿農業協同組合 代表理事専務	高木 力	
株式会社東海バス沼津営業所 取締役営業所長	清水 修	
公募町民	ピンダー ひかる	
静岡県沼津土木事務所 都市計画課 課長	平井 武志	
清水町副町長	高嶋 広幸	

### 【会議の様子】



## 2. 用語集

### 【あ行】

**空家等対策計画**：空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、空き家等対策の基本的な取組姿勢を示し、対策を総合的かつ計画的に実施していくための計画

### 【か行】

**柿田川自然再生計画**：柿田川の水域及び河畔林を含む河川区域を対象とし、沼津河川国道事務所が実施する自然再生事業の目標、整備計画、モニタリング計画などを定めた計画

**柿田川保存管理計画**：柿田川の文化財としての本質的価値を明らかにし、これらを将来にわたり適切に保護・保全し、次世代へ継承することを目的として、保存管理・整備活用のための基本方針・具体的な方法を定めた計画

**狩野川流域治水プロジェクト 2.0**：近年の水害の激甚化・頻発化に備え、流域全体の関係者が協働し、流域全体で水害を軽減する取組

**狭隘道路**：建築基準法第 42 条第 2 項、第 3 項の指定を受けた道路など、幅員が 4 メートルに満たない道路のこと

**緊急輸送路**：大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送等の緊急輸送を円滑に行うために、県や市町が指定した地域防災計画に定められた道路のこと

**建築協定**：住宅地の環境など地域の環境を改善することを目的として、土地所有者全員の合意によって建築物の敷地、位置・構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定め、協定として締結するもの

**公共施設等総合管理計画**：将来に渡り公共施設を安心かつ便利に使い続けていくために、将来の街の姿を見据え、公共施設等の量やサービスを最適化していくための計画

**国土強靱化地域計画**：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

**コミュニティ施設**：地域社会を形成していくうえで必要となる、公民館や集会所などの施設

**コミュニティゾーン**：住宅地区など一定の区域において、通過車両の進入を抑制したり、車両の走行速度を低下させるために、歩道の設置や一方通行などの交通規制を面的に実施する方策

**コンパクト・プラス・ネットワーク**：人口減少・高齢化が進む中でも、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心してくらすえるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること

### 【さ行】

**ジオサイト**：地球の活動がわかる地質や地形がある場所

**市街化区域**：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域

**市街化調整区域**：都市計画法により、市街化を抑制すべき区域として都市計画区域内に指定される区域

**静岡県第 4 次地震被害想定**：東日本大震災の教訓や新たな知見等を踏まえ、2013 年に県が公表した県内の地震被害想定のこと

**震災復興都市計画行動計画**：市街地が被災した場合に復興計画を作成するための拠り所となる計画

**総合計画**：まちの将来の姿や実現に向けた政策等について示した、行政運営の指針となる市町村の最上位計画

### 【た行】

**地域公共交通会議**：道路運送法に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスなどの旅客運送の確保及びその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスを実現するために設置する会議

**地域公共交通計画**：「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画

**地域防災計画**：災害対策基本法に基づき作成する、地域における防災の総合的な計画

**地区計画**：比較的小規模な地区を対象に、それぞれの地区の特性にふさわしい都市づくりの目標・方針を定めこれに基づく詳細なルールを住民の意見を反映させ決める、まちづくりの手法

**町内循環バス**：交通弱者のための交通手段の確保、自家用車の利用抑制、渋滞緩和、交通事故の減少を目的に町が自主運行するバス  
**(都)**：都市計画道路を意味する

**都市計画**：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画

**都市計画区域**：都市計画の対象となる範囲であり、自然的・社会的条件などから、一体の都市として総合的に整備・開発、又は保全する必要のある区域が、都市計画法に基づき指定される

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**：都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針

**都市計画決定**：都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市計画が決定されると都市計画制限が働き、当該都市計画が定められた土地の区域に係る権利者などの権利に一定の制限が加えられる

**都市計画道路**：都市計画法に基づき計画幅員及び延長が決定している道路

**都市計画法**：都市計画を執行するうえで必要となる都市計画の内容、手続、制限、事業などを規定した法律

**都市公園**：都市計画区域において地方公共団体が設置する公園や緑地。街区公園、運動公園、総合公園、都市緑地など

**都市再生特別措置法**：急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応し、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（都市の再生）を図るために制定された法律

**都市内道路整備プログラム**：都市計画道路等の整備状況を踏まえ、道路の将来的な整備時期や整備の優先度等を明確にした計画のこと

**土地区画整理事業**：都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つで、土地区画整理法に基づく事業。土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図るための事業

## 【は行】

**バスロケーションシステム**：GPS等を利用してバスの位置情報を収集することで、バスの定時運行の調整等に役立てるシステム

**パブリックコメント**：公的機関が政策や計画を定めようとする際に、その案を公表し、広く公に意見、情報、改善案等を募集する手続

**“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組**：沿岸と内陸、隣接県や海外に至る様々なレベルで活発な「対流」が発生する活力ある都市圏の形成を目指すとともに、誰もが望むライフスタイルを選択できる環境を創出することにより、安全・安心で魅力ある県土の実現を図る取組

**ヒト・モノ・コト**：「ヒト」は本町に住む人・働く人・訪れる人等、「モノ」は商品・サービス・情報等、「コト」は活動・アクティビティ・イベント等のこと

**ファルマバレー**：県東部地域を中心に医療からウェルネス産業に至る健康関連産業の振興や集積を図るため、県が進めるプロジェクト

**ポケットパーク**：歩行者の休憩や、近隣住民の交流のための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小さな広場のこと

## 【ま行】

**まちづくり協定**：地域のまちなみや景観の統一性を図るため、地域住民等が自主的に定め運営する、まちづくりのルール

**緑の基本計画**：都市緑地法に基づく、緑地の保全・整備や、緑化の推進等に関する基本的な計画

## 【や行】

**ユニバーサルデザイン**：障がい者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの特性や差異を超えて、すべての人が暮らしやすく、活動しやすい都市づくりやものづくり、環境づくりを行っていこうとする考え方

**用途地域**：それぞれの地域特性に合わせて建築物の用途及び形態の制限を行うことにより、適正な都市機能と良好な都市環境を有する市街地の形成を図るための土地利用計画の基本となるもの

## 【ら行】

**ライフライン**：電気、ガス、上下水道、電話、電信など、都市生活や都市活動を支えるために張り巡らされた供給処理・情報通信施設

**ランドマーク**：地域の目印となる建築物や、象徴的な景観要素のこと

**立地適正化計画**：都市再生特別措置法に基づき、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導し、立地の適正化を図ることで、都市計画マスタープランで示した都市の将来像の実現を図る計画

**リモートワーク**：インターネット等を活用し、所属している会社のオフィスではなく、自宅やレンタルオフィス等で働くこと

## 【わ行】

**ワークショップ**：地域に関わる様々な立場の人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくりを進めていく手法

## 【A～Z】

**PFI**：公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用して行う、公共事業の手法

**SOHO**：小さなオフィスや自宅を仕事場とする働き方、またはその仕事場や物件



**第2次清水町都市計画マスタープラン**  
**令和8年3月改定**

---

編集・発行 清水町都市計画課  
〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1  
TEL : 055-981-8225  
E-mail : [keikakushidou@town.shizuoka-shimizu.lg.jp](mailto:keikakushidou@town.shizuoka-shimizu.lg.jp)

---



